

## 「千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定に関するパブリックコメント手続の実施について

無料低額宿泊所の利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、平成30年6月に社会福祉法が改正され、規制が強化されました(令和2年4月1日施行)。これに伴い、都道府県、政令指定都市等が厚生労働省令を踏まえて、その設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされたため、本市においても条例を制定するものです。

つきましては、この案に関するパブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

### 1 趣旨

社会福祉法が改正され、無料低額宿泊所の設備や運営に関する基準を定めることとされたため、新たに条例を制定する。

### 2 案の公表

#### (1) 公表期間

令和元年11月15日(金)～令和元年12月16日(月)

#### (2) 公表方法

ア 市ホームページ掲載 【URL】<http://city.chiba.jp/go/pbc>

イ 市内施設での閲覧及び配布

保護課(市役所1階)、市政情報室(中央コミュニティセンター2階)、各区役所地域振興課、市図書館

### 3 意見の募集

#### (1) 募集期間

令和元年11月15日(金)～令和元年12月16日(月) ※郵送の場合は当日消印有効

#### (2) 提出方法

件名、住所、氏名(ふりがな)または団体名・代表者氏名(ふりがな)、電話番号・電子メール等の連絡先を明記して、次のいずれかにより提出。

ア 郵送 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所1階 千葉市保護課

イ FAX 043-245-5541

ウ 電子メール [hogo.HW@city.chiba.lg.jp](mailto:hogo.HW@city.chiba.lg.jp)

エ 持参 保護課(市役所1階)、市政情報室(中央コミュニティセンター2階)、各区役所地域振興課

#### (3) 市民等への周知

ア ちば市政だより11月号掲載

イ 市ホームページ ※令和元年11月15日公表

【URL】[http://www.city.chiba.jp//hokenfukushi/hogo/muteiki\\_junzyorei.html](http://www.city.chiba.jp//hokenfukushi/hogo/muteiki_junzyorei.html)

### 4 意見の公表

意見の概要とその意見に対する市の考え方は、令和2年1月中に市ホームページで公表予定  
なお、住所、氏名等の個人情報公表しません。

### 5 今後の予定

令和2年1月 提出意見の考慮、施策の決定、意見概要等の公表

令和2年2月 令和2年第1回定例会に条例案を提出

令和2年4月 条例施行

### 6 添付資料

- ・別紙1 「千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定について
- ・別紙2 厚生労働省令